

## 業務仕様書

- 1 業務名 令和6年度カワウ生息調査・対策指針改訂業務
  
- 2 目的 これまでの調査により、島しょ部を中心に県内の主要生息地の詳細な生息状況や季節的な動向を把握することができたが、他方で、全てのねぐら・コロニーの状況は把握できていない。効果的なカワウ被害対策を実施するためには、広範かつ詳細な生息データを継続的に収集する必要があることから、主要生息地を中心とした生息調査を前年度に引き続き実施する。

また、本県では、平成20年3月に「カワウによる漁業被害防止対策に関する指針」を策定し、これを踏まえて市町や漁協等による被害対策を推進してきたが、依然として県内にカワウは多数生息しており、引き続き対策が必要な状況である。そこで、本県のこれまでの取組みの成果や最新の知見を踏まえて、今後のカワウ対策の方針を再検討するとともに、関係者が共通認識のもとに個体群管理と被害防止対策を推進することを目的として、同指針の改訂を行う。
  
- 3 履行期間 契約締結日～令和7年3月25日まで
  
- 4 業務内容
  - (1) 生息状況調査
    - ① 島しょ部における調査

主要生息地（ねぐら・コロニー）におけるカワウの生息状況（生息数・営巣数・繁殖状況等）の季節変化を調査する。

調査時期：非繁殖期（8～9月頃）、繁殖前期（11～12月頃）及び繁殖盛期（2月）

調査場所：重点調査地4か所（小瀬居島、上真島、亀笠島、女木島）を基本にねぐら立ち・ねぐら入り調査を実施し、その他の生息地ではねぐら・コロニーの利用状況調査を実施する。

調査日数：時期ごとにそれぞれ1～3日程度の調査日数を目安とする。なお、繁殖盛期（2月）には重点的に調査を実施し、その他の時期は補足的に動向を調査する。

※調査時期、調査場所、行程等の詳細は担当者と協議の上、決定する。

※移動手段については、県有船（高松港出港）を使用予定（燃料費は県が負担）

## ②内陸部における調査

本県では内陸部におけるカワウの生息状況が十分に把握できていないため、内陸部におけるねぐら・コロニーの分布状況（場所・規模）の調査を行うとともに、主要生息地における詳細な生息状況の調査を（１）に準じて実施する。

## （２）対策指針の改訂

本県におけるこれまでの取組みの評価、現状と課題、今後の対策の方向性、目標等について整理する。

また、改訂にあたり必要な作業（会議・打合せ、情報収集、関係者への聞き取り・指導助言等）を実施する。

## 5 成果品の提出

以下について、電子媒体（DVD-R等）に保存し、2部提出するものとする。

- （１）生息状況調査結果報告書
- （２）カワウによる漁業被害防止対策に関する指針改訂版
- （３）現地調査の写真一式

## 6 その他

本業務の成果にかかる一切の権利は県に帰属するものとし、甲の許可なく他者に公開してはならない。

本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、両者協議の上決定するものとする。